

# 第1回亀山市総合計画審議会資料

平成27年10月7日

亀山市企画総務部企画政策室

# 亀山市総合計画審議会について

## 【位置付け】

**亀山市総合計画条例第14条**の規定に基づき、総合計画の策定（変更・廃止）に際して、市長の諮問に対する調査審議を行うための機関として設置されます。

今回の総合計画審議会においては、平成29年度からの**第2次亀山市総合計画の策定に伴う調査審議**を行うため、設置することとなります。

## 【委員の任期】

亀山市総合計画条例第15条第3項の規定により、調査審議を行う総合計画の決定の日までが任期となります。

今回の総合計画審議会については、平成29年度からを期間とする第2次亀山市総合計画の調査審議を行うため設置します。そのため、現在の予定では**平成29年3月末ごろまでが任期**となります。

## （抜粋・亀山市総合計画条例）

第10条 市長は、次の各号に掲げるときは、あらかじめ、第14条に規定する亀山市総合計画審議会に諮問するものとする。

(1) 基本構想又は基本計画を策定しようとするとき

(2) 基本構想又は基本計画を変更し、又は廃止しようとする場合において特に必要があると認めるとき

第14条 第10条の規定による諮問に応じ調査審議するため、亀山市総合計画審議会を置く。

第15条第3項 委員の任期は、その者の調査審議に係る亀山市総合計画の決定の日までとする。

## 【会議のルール】

- ◎会議は、会長が招集し、議長となります
- ◎会議は、委員の半数以上が出席して成立します
- ◎議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決めます
- ◎必要がある場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができます
- ◎会議は、原則公開とします（傍聴の可否は、会長がその都度審議会に諮る）
- ◎発言は、挙手をもって行い、出来る限り要点をまとめて述べてください
- ◎会議時間は、長くとも概ね2時間とします
- ◎議事録（会議概要）を市HP等で公表します（発言者名は非公開）

## (本日の説明内容)

1. 第1次総合計画(基本構想&後期基本計画)について
2. 亀山市まちづくり基本条例について
3. 亀山市総合計画条例について
4. 第2次亀山市総合計画策定方針
5. 亀山市の地方創生の取組について
  - ・ 亀山市人口ビジョン(骨子)について
  - ・ 亀山市総合戦略(骨子)について

# 第1次総合計画(基本構想&後期基本計画)について

## 第1次亀山市総合計画の構成と位置付け

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
基本構想 《政策》	10年間									
基本計画 《施策》	前期基本計画 (5年間)					後期基本計画 (5年間)				
実施計画 《事業》	第1次 (3年間)		第2次 (2年間)		第1次 (3年間)			第2次 (2年間)		

## 総合計画の位置付け

基本構想 = 旧地方自治法第2条第4項に規定される基本構想  
※法の規定に基づく議決により定める

基本計画 = 基本構想の具現化のための基本的な考え方・施策の展開方向などを示す  
※後期基本計画以降、議会基本条例に基づく議決

実施計画 = 基本計画期間(5年間)を3年と2年を単位として、総合計画の推進を図るための主な事業を位置づける

# 基本構想の概要

策定の背景(課題)  
【P.18~19】

都市機能の充実

協働関係の構築

環境を基軸とした取り組み

交通利便性の発揮

市民の生きがい感の尊重

地域資源の保全・継承



将来都市像  
【P.20~21】

豊かな自然・悠久の歴史  
光ときめく亀山

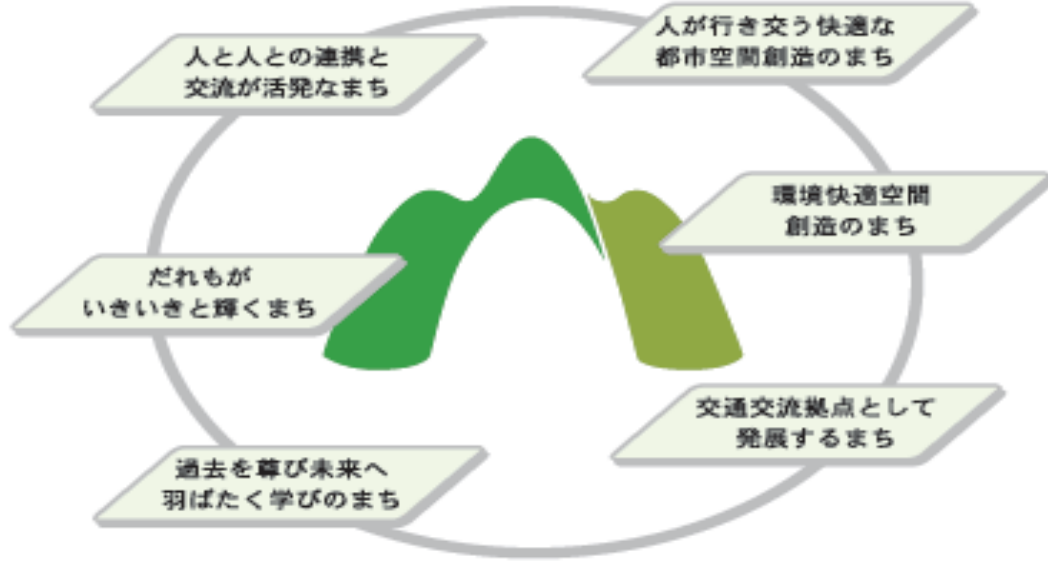


まちづくりの基本的  
な考え方【P.22】

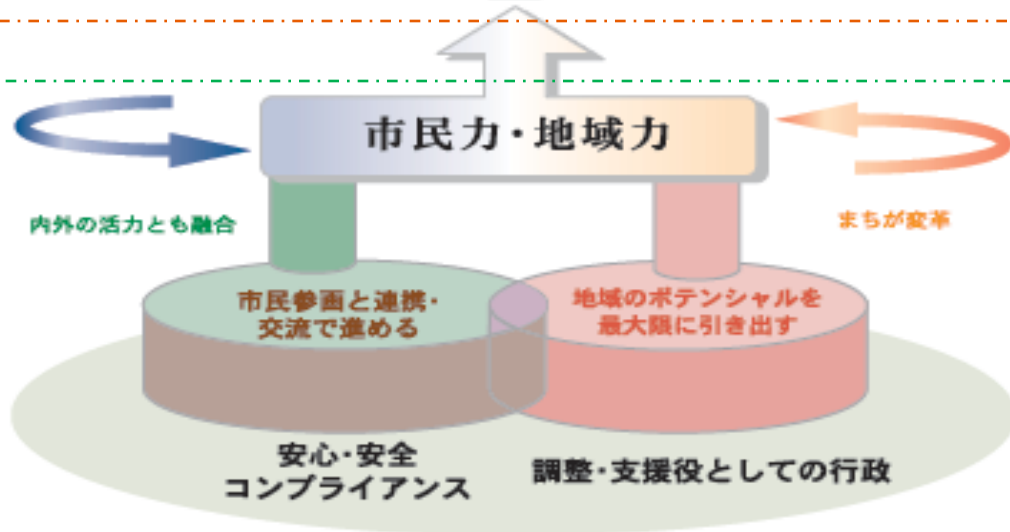
市民力で地域力を  
高めるまちづくり

# 亀山市が目指すまちのイメージ 【P.24】

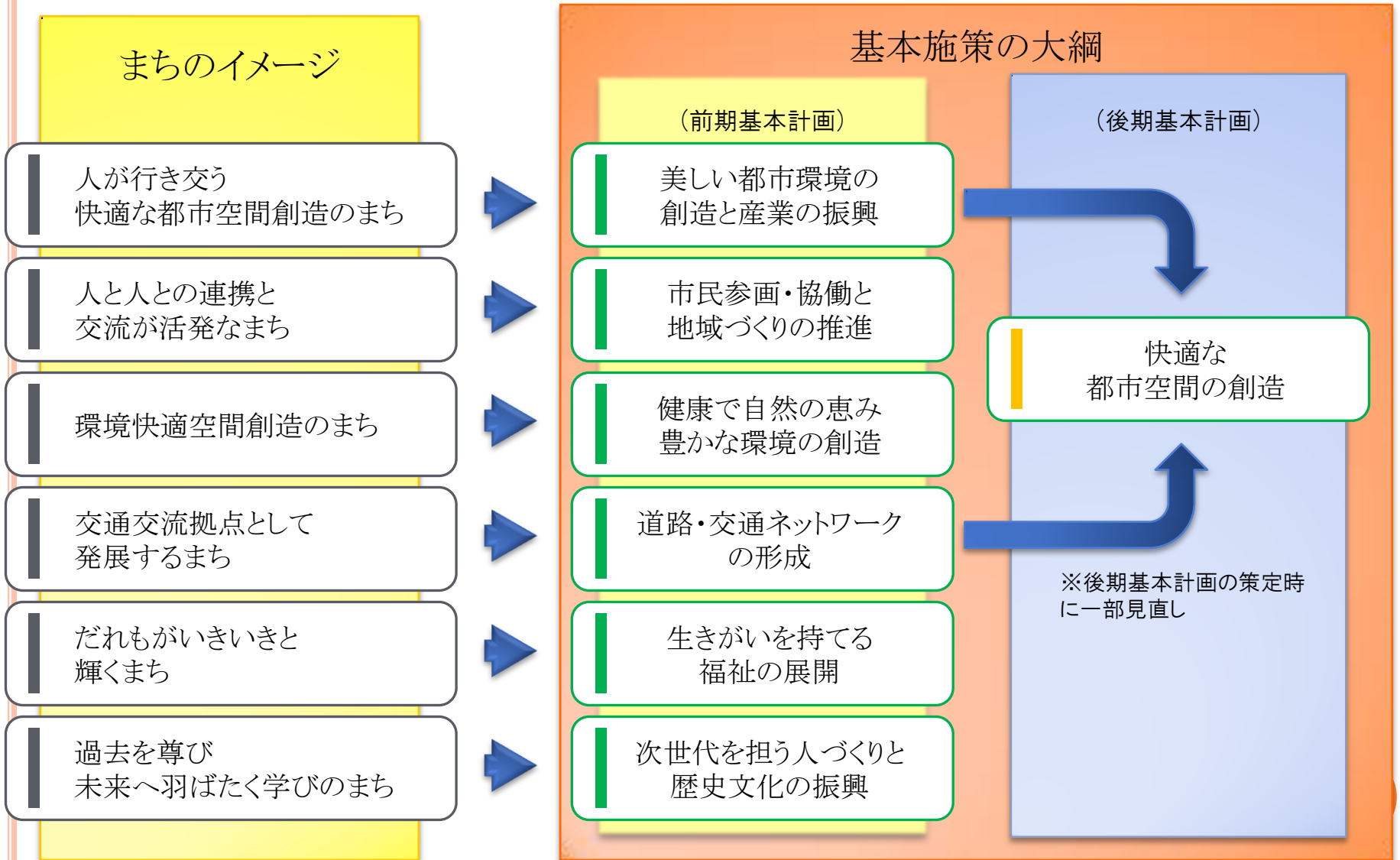
将来都市像から導かれる  
まちのイメージ



まちづくりの  
基本的な考え方

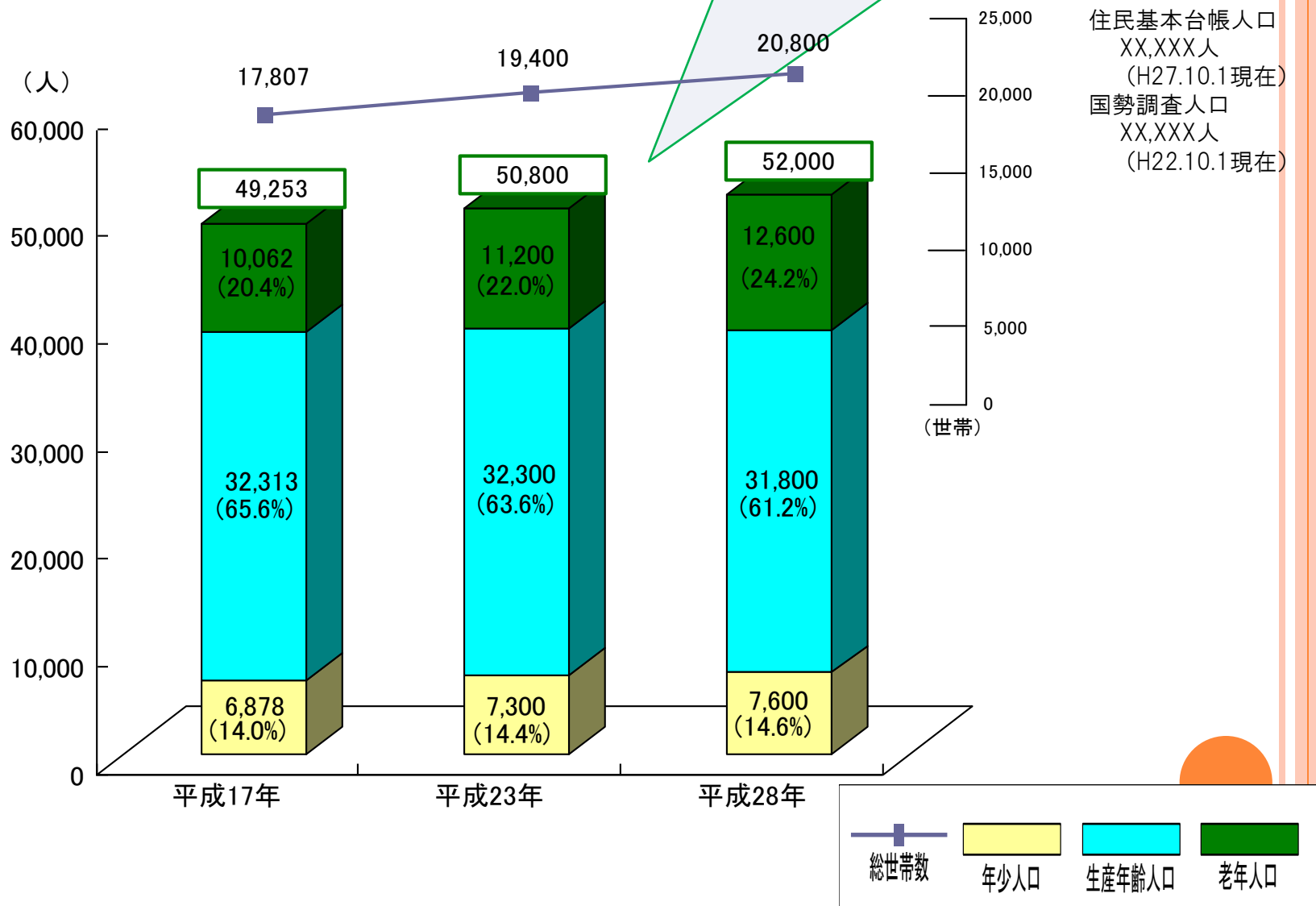


# まちのイメージを具現化するための基本施策の大綱 【P.25】



# 将来人口推計 【P.26】

<平成28年度>  
 人口:52,000人 世帯数:20,800世帯





# 土地利用構想 【P.27~33】

## 土地利用の基本方針

自然と共生し、環境に対する負荷を軽減する。

亀山市の地形や歴史・文化性に配慮する。

「居心地のよさ」を追求する。

安心・安全を前提とする。

## 都市形成の考え方

豊かな水を守る自然環境の保全

広域的な連携を高める都市骨格の形成

環状線を軸に市域をつなぐ都市構造の構築

亀山市ならではの暮らしやすさを追求した定住環境の創造

亀山らしい景観づくりとネットワーク型の地域資源の活用

計画的な土地利用における規制・誘導

## ゾーニング (7ゾーン)

自然保全・レクリエーションゾーン

自然共生型居住ゾーン

農地・田園居住ゾーン

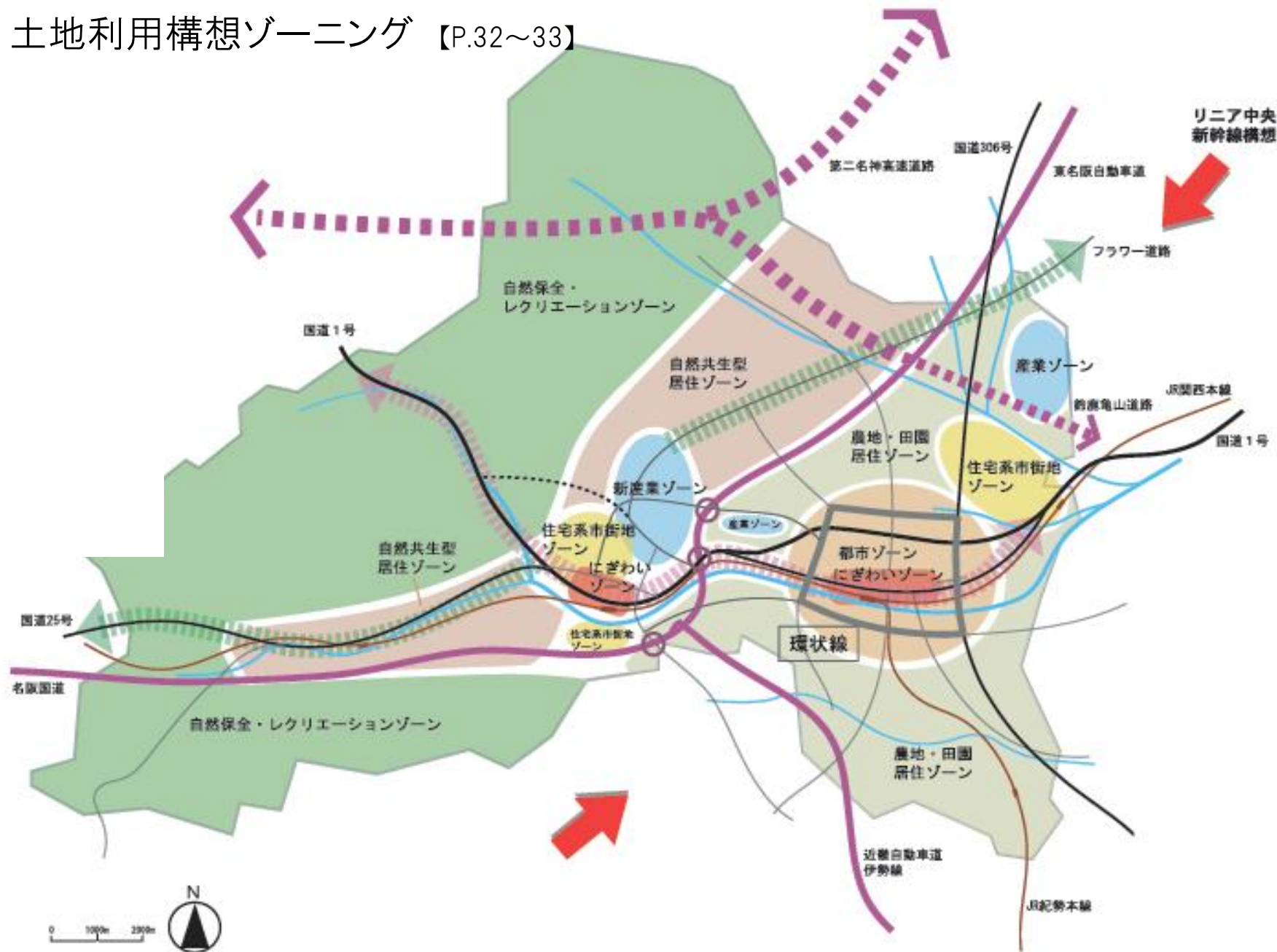
にぎわいゾーン

都市ゾーン

住宅系市街地ゾーン

新産業ゾーン・産業ゾーン

# 土地利用構想ゾーニング 【P.32~33】



# 基本施策の体系 【P.27~33】

(基本施策の方向 = **5つの柱 + 行政経営**)

基本施策 ◆ = **35**

## 1. 快適な都市空間の創造

### [産業の振興]

- ◆ 企業活動の促進・雇用の創出
- ◆ にぎわいの場の創造・商店街の活性化
- ◆ 農林業の振興

### [美しい都市環境の創造]

- ◆ 都市づくりの推進
- ◆ 景観づくりの推進
- ◆ 住環境の向上
- ◆ 上下水道の整備

### [道路・交通ネットワークの形成]

- ◆ 新たな国土軸の形成
- ◆ 道路網の整備
- ◆ 公共交通機関の整備

## 2. 市民参画・協働と 地域づくりの推進

- ◆ 地域コミュニティの活性化
- ◆ 市民参画・協働と交流の場の創造
- ◆ 人権の尊重
- ◆ 男女共同参画の推進
- ◆ 多文化共生の推進
- ◆ 情報の提供と共有

## 3. 健康で自然の恵み豊かな 環境の創造

- ◆ 健康づくりの推進
- ◆ 地域医療の充実
- ◆ 循環型社会の形成・エコシティの実現
- ◆ 自然との共生
- ◆ 防災力の強化
- ◆ 地域安全の充実

## 4. 生きがいを持てる福祉の展開

- ◆ 生涯学習の推進
- ◆ スポーツの推進
- ◆ 地域福祉力の向上
- ◆ 高齢者の多様な生活スタイルの支援
- ◆ 障がい者の社会参加の促進
- ◆ 社会保障の充実

## 6. 次世代を担う人づくりと 歴史文化の振興

- ◆ 子どもたちの学びと健全育成
- ◆ 子育て支援
- ◆ 文化芸術の振興
- ◆ 歴史文化の継承
- ◆ 歴史的なまちなみの保存整備
- ◆ まちづくり観光の推進

## 行政経営

- ◆ 自立した行政経営の推進



1. 快適な都市空間の創造(産業の振興)



(1) 企業活動の促進・雇用の創出

現状と課題

- 本市は、液晶関連企業の立地や産業基盤・産業振興奨励制度の充実などにより、製造品出荷額等の額が県内3位になるなど内陸型工業都市として発展してきました。しかし、世界同時不況後の長引く景況の悪化や円高の進行、産業用電力への不安等により、日本企業の海外進出が進み国内投資は低迷しています。市内においても、民間産業団地等への産業集積が鈍化するともに、既存企業の事業規模や雇用が縮小する事態が生じています。こうしたなか、今後も安定した雇用や税収を確保するため、粘り強く市内企業の活性化や企業立地を促進していく必要があります。
- 市内には、工業立地法に基づく工場適地が2箇所あり、高速道路に近接する民間産業団地を中心に、立地可能な分譲中宅地や造成余地が存在します。今後も、本市の持つ優れた立地特性等を活かしながら、産業基盤の整備と多様な産業の集積を促進していく必要があります。
- 大企業の海外展開や経営効率化などの影響から、中小企業を取り巻く経営環境は、ますます厳しい状況となっています。市内事業所の大半を占める中小企業の振興と雇用の確保を図るため、ものづくりを行う中小企業の経営力や技術力の向上を支援していく必要があります。
- 厳しい経済情勢下において、し烈なグローバル競争<sup>\*1</sup>を生き抜く企業経営が求められるなか、本市も企業に対して、より迅速かつ的確な支援ができる体制やサービスが求められています。一方、持続可能な地域振興を図るため、地域資源を活用し、地域に根ざす産業の創出を促進していく必要があります。
- 平成17年国勢調査結果によると、本市は、企業立地等により昼間人口が増加し、まちの性格はベッドタウン<sup>\*2</sup>から働くまちへと転換しつつあります。こうしたなか、今後も企業活動が持続的に展開されるよう、勤労者にとって働きやすく暮らしやすい環境整備など、まちの総合的な魅力づくりに向けた取り組みが求められます。また、CSR活動<sup>\*3</sup>を推奨するなど、企業のまちづくりへの参画を促進していく必要があります。

■製造業の推移(従業者4人以上の事業所)

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
事業所数(箇所)	143	150	155	142	135
従業者数(人)	10,701	12,008	12,438	10,657	10,523
1事業所当たりの従業者数(人)	75	80	80	75	78
製造品出荷額等(億円)	8,767	10,920	13,843	10,115	10,850
1従業者当たりの製造品出荷額等(万円)	8,193	9,094	11,130	9,491	10,311

資料：工業統計調査

\*1 グローバル競争：世界的な規模の経済のなかで企業間が競争すること。  
 \*2 ベッドタウン：都市部へ通勤する人のために発展した住宅地を中心とする都市近郊の衛星都市のこと。  
 \*3 CSR活動：Corporate Social Responsibilityの略。企業が事業活動において利益を優先するだけでなく、顧客、株主、地域社会などの様々な利害関係者との関係を重視しながら、社会的責任を果たす活動のこと。  
 \*4 コミュニティビジネス：地域住民等が地域課題を解決するため、または特産や自然等の地域資源を活用して行うビジネスのこと。

基本施策が目指す姿

多様な企業が、市内に立地し、それぞれが特色を活かして活発に事業活動を展開しています。

現状値と目標値

基本施策の成果指標	現状値	目標値(平成28年度)
製造品出荷額等の額	10,850億円 [平成22年]	11,000億円
製造業の従業者数	10,523人 [平成22年]	10,600人
製造業の事業所数	135事業所 [平成22年]	140事業所

施策の方向

施策項目 126

① 持続可能な産業構造の構築

- ◆急激な経済変化にも対応できる持続可能な産業構造を構築していくため、本市が有する立地特性やポテンシャルを活かし、成長産業分野などの新たな企業立地や既存企業の事業拡大による多様な産業の集積を促進します。
- ◆県、事業者等と連携し、民間産業団地の造成を促進するなど企業二一ズに沿った産業基盤を確保します。

② 既存産業の活性化

- ◆既存企業が活力ある事業活動を展開できるよう、企業二一ズを把握し、企業間交流や産学民官連携を促進するなど企業支援体制を充実します。
- ◆県や関係機関と連携し、中小企業の経営力・技術力の向上や新たな事業展開、経営安定化に向けた支援を充実します。

③ 地域資源を活かした産業の創出

- ◆産学民官連携や農商工連携、コミュニティビジネス<sup>\*4</sup>の展開などにより、地域資源を活用した地域に根ざす産業の創出を促進します。

施策 308

④ 企業と連携したまちづくり

- ◆環境、福祉、教育など幅広い分野における企業のCSR活動等を奨励し、企業との協働によるまちづくりを進めます。

⑤ 就労支援と働きやすい環境づくり

- ◆ハローワーク、県、企業、亀山市雇用対策協議会等と連携し、障がいのある人、若者、高齢者などの就業を促進するとともに、働きたい人が新しい知識や技術などを習得できるよう、職業能力開発のための情報提供を行います。
- ◆ハローワークや県と連携し、雇用や労働に関する様々な相談に応じるとともに、企業や労働団体など関係機関との情報・意見交換を行い、勤労者の生活安定や福祉の向上など働きやすい環境づくりを促進します。

# 4つの戦略プロジェクト

(まちづくりの基本的な考え方)

## 市民力で地域力を高めるまちづくり

市民参画と連携・交流を進める

安心・安全に軸足を置く

地域のポテンシャルを最大限に引き出す

### 4つの戦略プロジェクト

(戦略の視点から重点的かつ政策横断的に取り組むもの)

戦略の視点

まちの  
防災力を  
強める

戦略プロジェクト1

まち守り  
プロジェクト

戦略の視点

まちの  
魅力や価値を  
高める

戦略プロジェクト2

まち磨き  
プロジェクト

戦略の視点

市民の  
健康寿命を  
延ばす

戦略プロジェクト3

みんな健康  
プロジェクト

戦略の視点

子どもたちの  
笑顔を  
広げる

戦略プロジェクト4

子ども輝き  
プロジェクト

### 戦略プロジェクトの推進力を高める取り組み

戦略プロジェクトは、地域が一体となって取り組むことで大きな成果が生み出されます。そのため、人と人との絆やつながりを大切にしつつ、多様な主体による自立した地域コミュニティ活動を促進するための新たなしくみづくりや、その担い手となる人材の発掘・育成を進めます。

1. 第1次総合計画(基本構想 & 後期基本計画)について

2. 亀山市まちづくり基本条例について

3. 亀山市総合計画条例について

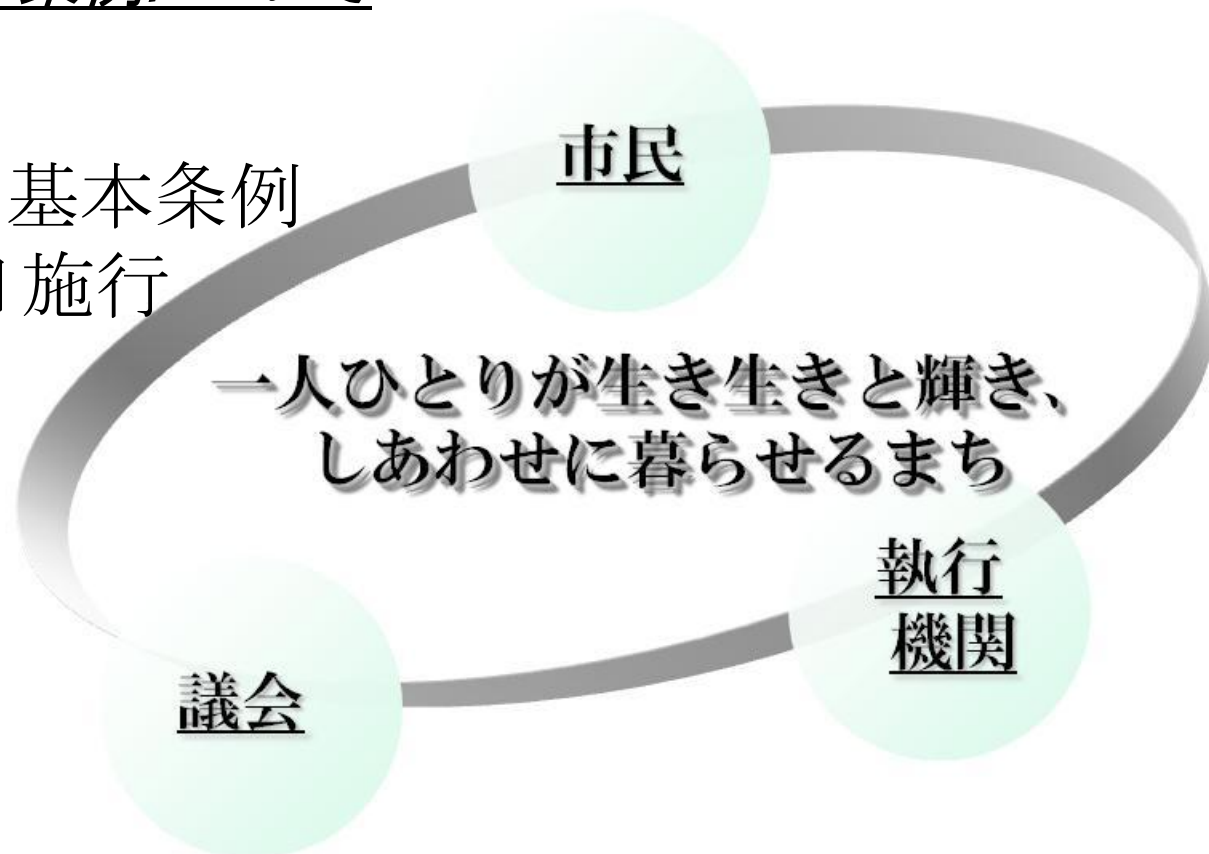
4. 第2次亀山市総合計画策定方針について

5. 亀山市の地方創生の取組について
- ・ 亀山市人口ビジョン(骨子)について
  - ・ 亀山市総合戦略(骨子)について



# 亀山市まちづくり基本条例について

亀山市まちづくり基本条例  
平成22年4月1日施行



## 条例の目的

相互尊重・協働により、まちづくりに取り組むための基本的な事項  
まちづくりの9つの基本原則

新たな自治の確立

亀山市らしいまちの実現

## まちづくりの主体(市民・議会・執行機関)

市民の権利と責務、議会の責務、執行機関の責務

前文

第1条(目的)  
第2条(定義)  
第3条(条例の位置付け)

# 前文 第1章 総則

第19条(推進義務)  
第20条(亀山市まちづくり  
基本条例推進委員会)

## 第2章 まちづくり の主体

# まちづくり 基本条例

## 第4章 この条例に基づく まちづくりの推進

第4条(市民の権利)  
第5条(市民の責務)  
第6条(議会の責務)  
第7条(執行機関の責務)  
第8条(市長の責務)  
第9条(職員の責務)

## 第3章 まちづくりの 基本原則

第10条(協働の原則)  
第11条(参加の原則)  
第12条(情報共有の原則)  
第13条(市民尊重の原則)  
第14条(地域尊重の原則)  
第15条(持続可能性の原則)  
第16条(安全・安心の原則)  
第17条(環境の保全及び創造の原則)  
第18条(歴史尊重及び文化振興の原則)

### 前文

山並みや川の流れといった亀山市の豊かな自然環境、東西交通の要衝として栄えてきた悠久の歴史にふれるとともに、まちづくりの目標や条例制定の理念を示しています。

### 第1章「総則」

条例制定の目的、この条例で使用する用語の定義や、この条例の位置づけについて定めています。

### 第2章「まちづくりの主体」

まちづくりの主体である、市民、議会、執行機関の権利や責務を定めています。  
また、執行機関の中でも、特に市長と職員の責務を定めています。

### 第3章「まちづくりの基本原則」

亀山市のまちづくりを行う際にも共通な9つのきまり(基本原則)を定めています。  
亀山市のまちづくりは、この基本原則にそって行われます。

### 第4章「この条例に基づくまちづくりの推進」

この条例の推進のための具体的方法を定めることや、この条例の推進のために必要な事項について調査検討する、「まちづくり基本条例推進委員会」の設置を定めています。



# まちづくり の主体

この条例では、亀山市のまちづくりを行う主体（市民・議会・執行機関など）の権利や責務を定めています。

## 市民の権利

- 第4条 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。
- 2 市民は、議会及び執行機関が保有する公文書の公開を求める権利を有する。
  - 3 市民は、行政サービスを受ける権利を有する。
  - 4 市民は、前3項の権利の行使に際し、国籍、人種、信条、性、社会的身分、障がいの有無等により、差別されない。
  - 5 市民は、第1項から第3項までの権利を行使すること又はしないことを理由に、不利益な扱いを受けない。

## 市民の責務

- 第5条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、相互に尊重し、協力しあって、積極的にまちづくりを推進するよう努めなければならない。
- 2 市民は、議会及び執行機関と協働して、まちづくりに取り組むよう努めなければならない。
  - 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。
  - 4 事業者は、地域社会の一員としての自覚をもつとともに、事業活動を行う際には、環境に配慮し、地域社会との調和を図るよう努めなければならない。

## 議会の責務

- 第6条 議会は、市民の参加及び協働によるまちづくりを進めるよう努めなければならない。

## 執行機関の責務

- 第7条 執行機関は、市民の参加及び協働によるまちづくりを進めるよう努めなければならない。
- 2 執行機関は、市民がまちづくりに参加できる体制を整備するよう努めなければならない。
  - 3 執行機関は、市民が行うまちづくりのための多様な活動を支援するよう努めなければならない。
  - 4 執行機関は、国及び他の地方公共団体との対等な関係の下、相互に連携協力を図るよう努めなければならない。
  - 5 執行機関は、まちづくりに関する事項について、市民に対してわかりやすく説明するよう努めなければならない。

## 市長の責務

- 第8条 市長は、次章に定めるまちづくりの基本原則に基づき、地域経営の視点に立ったまちづくりを進めるよう努めなければならない。
- 2 市長は、効率的な行政運営が行われるよう努めなければならない。
  - 3 市長は、職員の能力向上を図り、様々な行政需要に対応できる知識及び能力を持った職員を育成するよう努めなければならない。
  - 4 市長は、毎年度、施政の方針を明確に定めるとともに、その達成状況を市民及び議会に説明しなければならない。

## 職員の責務

- 第9条 職員は、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。
- 2 職員は、次章に定めるまちづくりの基本原則に基づくまちづくりを進めるために、自らの知識及び能力の向上に努めるとともに、創意工夫を図って職務を執行しなければならない。



# 基本原則

この条例では、亀山市のまちづくりを行う際に誰にも共通な9つのきまり（基本原則）を定めています。

## 協働の原則(第10条)

まちづくりは、市民、議会及び執行機関が相互に尊重し、協働して進めるものとする。

## 参加の原則(第11条)

まちづくりは、市民の参加によって進めるものとする。

## 情報共有の原則(第12条)

まちづくりは、市民、議会及び執行機関がそれぞれ保有する情報を相互に提供し、共有して行うものとする。

## 市民尊重の原則(第13条)

まちづくりに当たっては、市民の権利及び自主性が尊重されなければならない。

## 地域尊重の原則(第14条)

まちづくりに当たっては、地域の個性が尊重されなければならない。

## 持続可能性の原則(第15条)

まちづくりに当たっては、現在及び将来世代に対する責務を果たすため、持続可能なまちの構築に努めなければならない。

## 安全・安心の原則(第16条)

まちづくりに当たっては、安全で安心なまちの構築に努めなければならない。

## 環境の保全及び創造の原則(第17条)

まちづくりに当たっては、環境の保全及び創造に努めなければならない。

## 歴史尊重及び文化振興の原則(第18条)

まちづくりに当たっては、歴史の尊重及び文化の振興に努めなければならない。

1. 第1次総合計画(基本構想 & 後期基本計画)について

2. 亀山市まちづくり基本条例について

3. 亀山市総合計画条例について

4. 第2次亀山市総合計画策定方針について

5. 亀山市の地方創生の取組について

・ 亀山市人口ビジョン(骨子)について

・ 亀山市総合戦略(骨子)について



# 亀山市総合計画条例について

## 《 条例制定の背景 》

平成23年の地方自治法の改正

「総合計画(基本構想)」の策定・議決の義務付け・根拠規定が撤廃されたことから、  
これまで市の最上位計画であった総合計画の法的な位置付けが失われた

**⇒ 市の最上位計画である総合計画の策定についての策定が必要**

## 《 条例の概要 》

名称 亀山市総合計画条例

目的 総合計画の基本的事項の明確化、策定等に関する必要事項を定め、総合的かつ計画的な市政の運営を図る。

### (基本的事項)

策定 市長の策定義務  
位置付け 市の最上位計画

### (策定手続き)

審議会への諮問  
議決根拠 基本構想のみ  
※基本計画は議会基本条例に基づく議決

### (策定方針)

社会経済情勢の変化等の反映、  
市民の参画の機会の確保 など

### (総合計画審議会)

設置根拠、組織構成 など

平成27年6月定例会において議決(同日施行)

1. 第1次総合計画(基本構想 & 後期基本計画)について

2. 亀山市まちづくり基本条例について

3. 亀山市総合計画条例について

4. 第2次亀山市総合計画策定方針について

5. 亀山市の地方創生の取組について

・ 亀山市人口ビジョン(骨子)について

・ 亀山市総合戦略(骨子)について



# 第2次亀山市総合計画策定方針について

## 第2次亀山市総合計画策定方針の概要

### 1. 背景と趣旨

- (1) 計画策定の背景
- (2) 計画のねらい

### 2. 第2次総合計画の構成と期間

- (1) 計画の構成
- (2) 基本構想
- (3) 基本計画
- (4) 実施計画

### 3. 策定の視点

- (1) 市民にわかる、市民とつくる視点
- (2) 長期的な人口維持を見据える視点
- (3) 政策にメリハリをつける視点

### 4. 策定体制

- (1) 市民参画
- (2) 総合計画審議会
- (3) 庁内策定体制
- (4) 市議会との情報共有

### 5. 策定スケジュール



# 第2次亀山市総合計画策定方針について

## 背景と趣旨

### ◎総合計画の策定に係る背景

これまで、「基本構想」は、地方自治法(旧法)第2条第4項の規定に基づき、『総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想』として、全ての自治体において、議会の議決を経て定められてきました。

また、亀山市では、平成22年9月に施行された「亀山市議会基本条例」の規定により、基本構想に加え、基本計画（現在は「後期基本計画」）の議決を経て策定することとしています。

こうした中、平成23年の地方自治法の一部改正により、市町村における基本構想の策定・実施の義務付けが撤廃されました。

(これまでの総合計画)

基本構想

地方自治法の規定に基づき、議決

基本計画

議会基本条例の規定に基づき、議決

地方自治法改正による  
義務付けの撤廃

策定する、しない、  
を含め、  
自治体の裁量に・・・

### ◎総合計画のねらい

『総合計画』は、地方自治法の規定もあったことから、中長期的な視点により市政全般を推進するための計画としての役割を果たしてきました。

こうした役割は、今後も必要なものであるとの考えから、亀山市では、総合計画を引き続き策定していくこととしました。

# 第2次亀山市総合計画策定方針について

## 第2次総合計画の構成と期間

### ◎総合計画の構成

3層構造	概要
基本構想	市の政策
基本計画	市の施策
実施計画	市の事業

亀山市の総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造による編成となっています。

この構成は、3層構造は、政策を位置づける「基本構想」、施策を位置づける「基本計画」、事業を位置づける「実施計画」となっており、市の方針等の位置づけを明確にする面からも、適切な構成となっています。

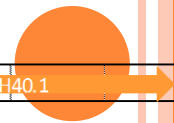
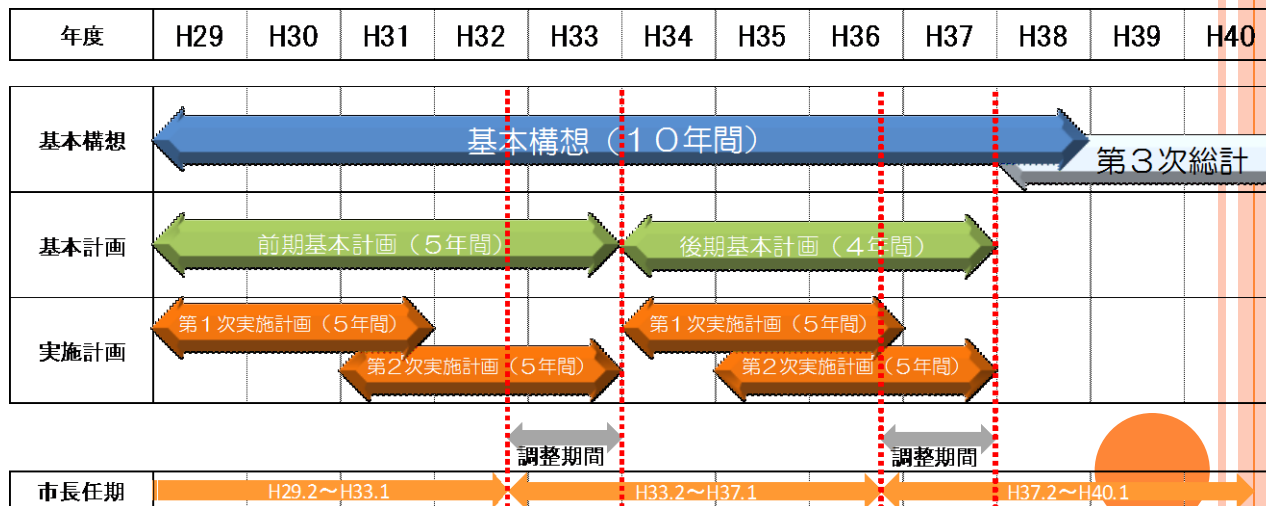
そのため、『第2次亀山市総合計画』についても、これまで同様の3層構造を維持し、策定を進めることとします。

### ◎総合計画の期間

一方、近年、首長選挙におけるマニフェストが定着してきていることから、他の自治体においても首長任期と総合計画の期間の整合を図る自治体が増加しています。

本市はこれまで、10年間の「基本構想」、5年間の「基本計画」、3年+2年間の「実施計画」としてきましたが、今後もこのままの期間を維持する場合、市長の任期中に一度も計画見直しの機会が訪れないことが生じます。このままでは、市長の政策実現を図る観点からは望ましいものとはいえません。

こうしたことから、市長任期との整合を図るため、各計画の期間は次のとおりとします。





# 第2次亀山市総合計画策定方針について

## 策定の視点

第2次亀山市総合計画の策定に当たっては、亀山市まちづくり基本条例の基本理念を踏まえつつ、先行して策定することとなるまち・ひと・しごと創生法に基づく「地方人口ビジョン」及び「地方総合戦略」との整合を図り、次の点を重視することとします。

### 市民にわかる、 市民とつくる視点

策定におけるさまざまな段階において、市民の参加しやすい環境をつくります。中でも、将来を担う若い世代の意見を汲み取る機会を重視します。  
また、計画自体が市民にとってわかりやすいものにするとともに、策定後の計画推進においても、市民にわかりやすく伝える工夫を凝らします。

### (2)長期的な 人口維持を見据える視点

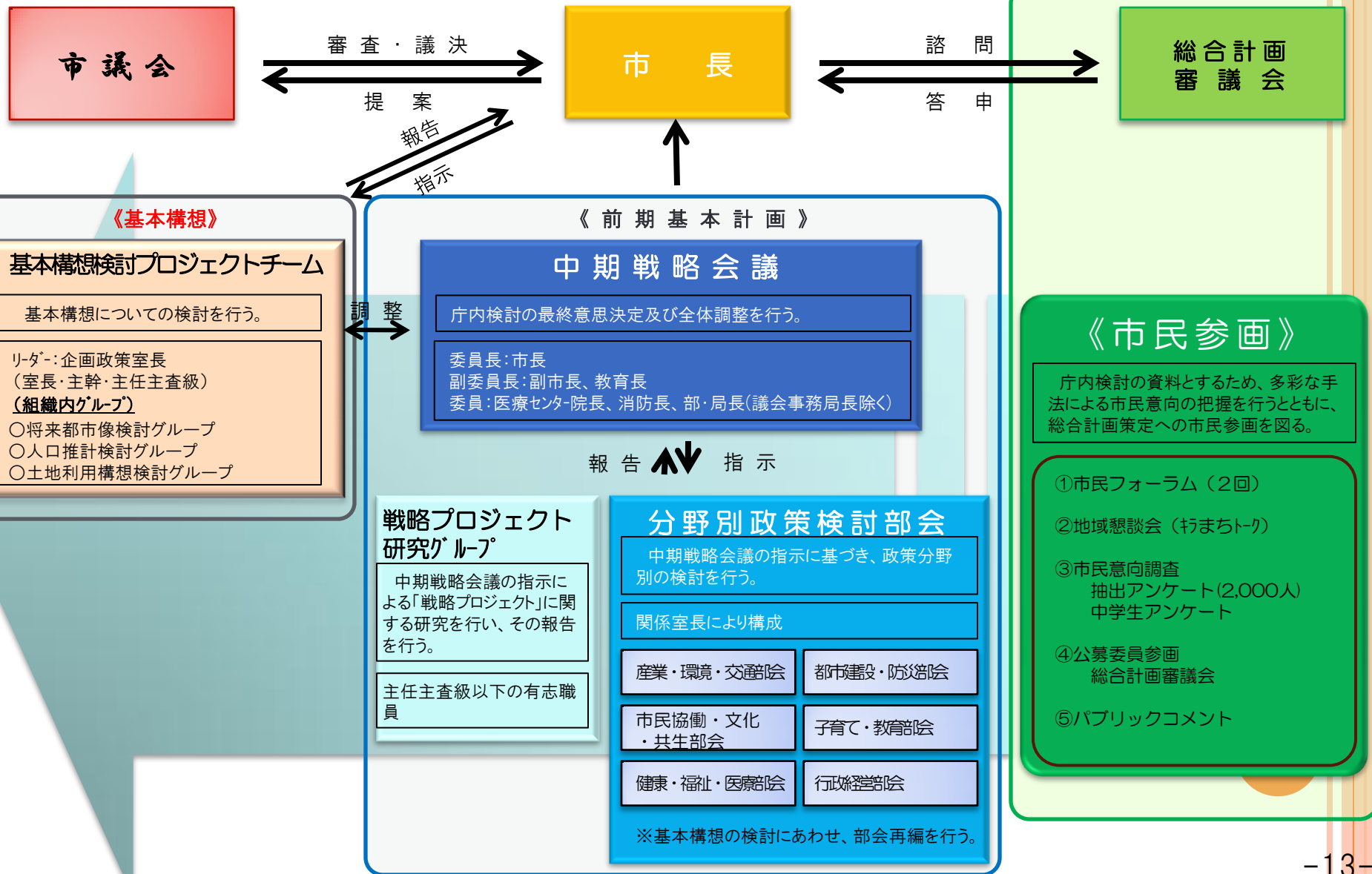
現在、日本は長期的な人口減少社会へ突入しており、本市にとってもそれは例外ではありません。人口政策には長期的な視点が必要であり、段階的に効果的な政策推進を図れるよう、人口維持政策を重視します。

### (3)政策に メリハリをつける視点

近年の本市は、財政調整基金の取り崩しによる予算編成が恒常化しつつある中、市税収入の停滞や普通交付税の合併算定替特例の段階的縮減が始まることから、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれます。こうした中であっても、必要な政策へ効果的な資源投下していくことができるよう、政策推進にメリハリをつけることを重視します。

# 第2次亀山市総合計画策定方針について

## 策定体制



# 第2次亀山市総合計画策定方針について

## 策定スケジュール

	平成27年度							平成28年度											
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本構想																			
評価検証	■																		
骨格案検討	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
素案検討																			
調整																			
基本計画																			
後期評価	■	■																	
基礎検討	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
骨格案検討																			
素案検討																			
調整																			
戦略PT関係																			
WG設置				■															
骨格検討				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
素案検討																			
担当室作業																			
想定施策・事業調査																			
実施計画立案																			
市民意向把握																			
フォーラム(H28.4)																			
市民アンケート					■														
パブリックコメント																			
基本構想(中間)																			
最終案																			

総合計画審議会																			
市長任期	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----
市議会	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

諮 審 答

第1回(10/7)  
・委員委嘱  
・策定に関する情報共有

第2回(1/25)  
・基本構想(骨格)  
・情報共有  
(後期評価・アンケートなど)

第3回  
・基本構想(パブコム素案)  
・基本計画(検討状況)  
など

第4回  
・基本構想(パブコム結果)  
・基本計画(骨格)  
など

第5回  
・基本計画(検討状況)  
など

第6回(諮問)⇒第7回(審議)  
⇒第8回(答申)  
・第2次総合計画(諮問案)に関する調査審議

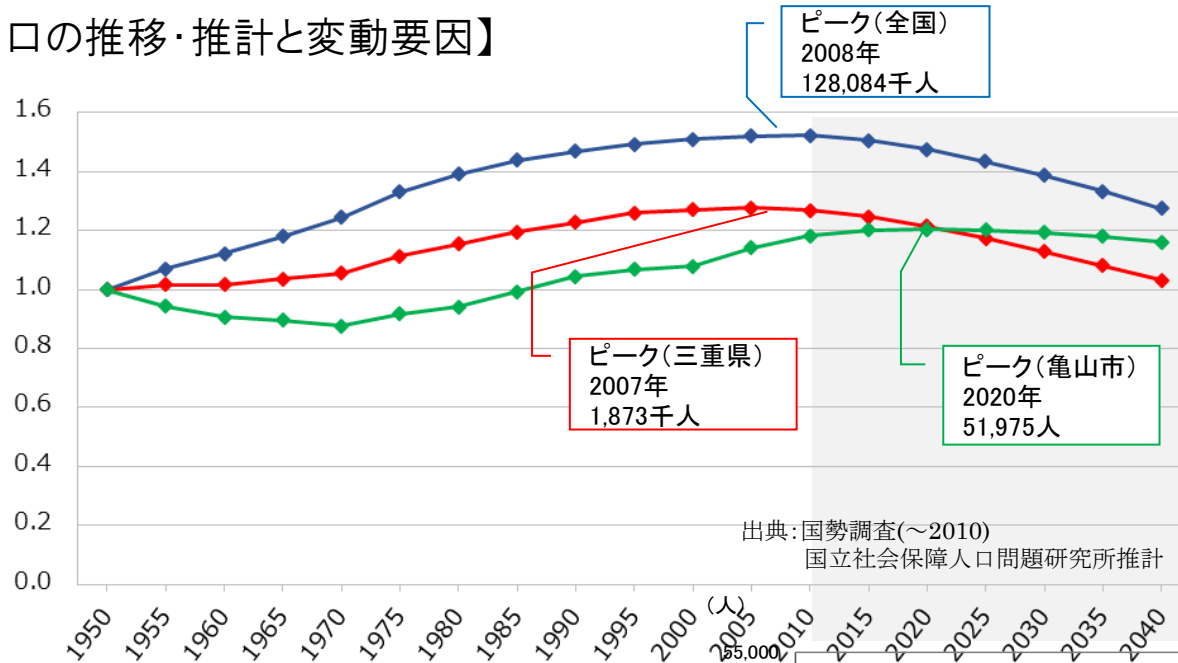
1. 第1次総合計画(基本構想 & 後期基本計画)について
2. 亀山市まちづくり基本条例について
3. 亀山市総合計画条例について
4. 第2次亀山市総合計画策定方針について
- 5. 亀山市の地方創生の取組について**
  - ・ 亀山市人口ビジョン(骨子)について
  - ・ 亀山市総合戦略(骨子)について



# 亀山市の地方創生の取組について

## 亀山市人口ビジョン(骨子)について

### 【人口の推移・推計と変動要因】



#### (総人口)

国の総人口は、高度経済成長期(1950-1985)に急激に増加し、その後、緩やかな増加に転じ、2008年をピークに減少に転じています。

一方、亀山市は1970年までは減少が続いていますが、その後増加に転じ、国・県よりも10年ほど遅れた2020年をピークに人口減少に入ると推計されています。

#### (変動要因)

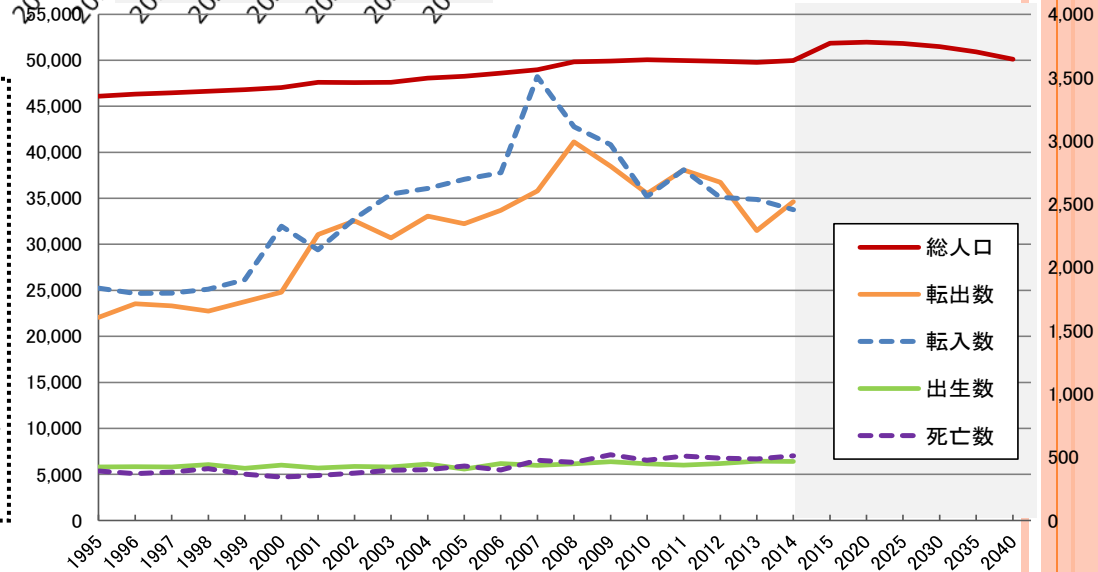
人口の増減は、主に出生や死亡という自然要因によるものと、転入転出という社会要因によるものが考えられます。

#### ◎自然増減

2004年までは概ね増加により推移していましたが、2007年以降、減少に転じています。

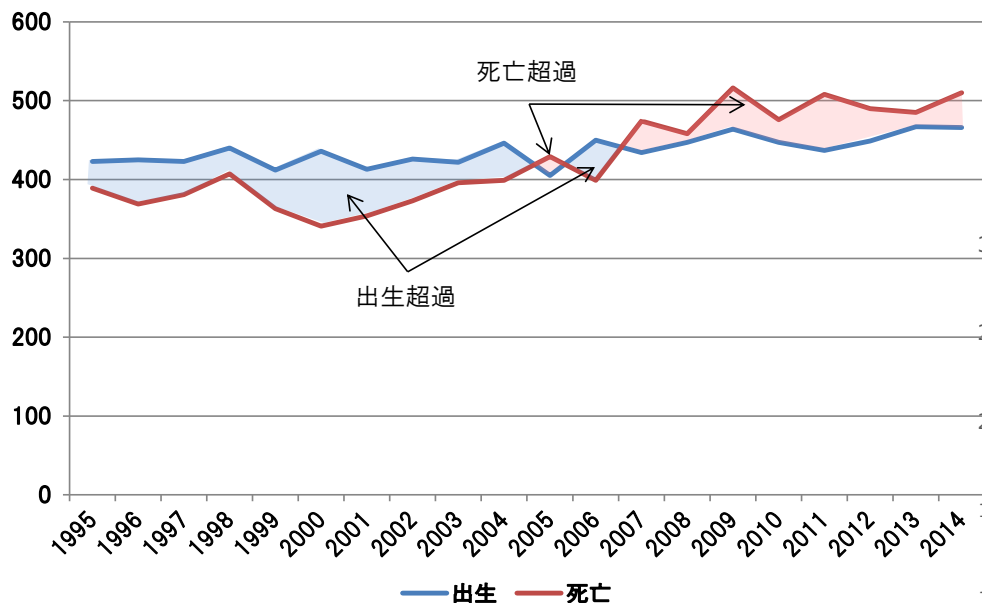
#### ◎社会増減

1999年までは転出超過となっていたのですが、2003年以降は2010年、2014年を除き転入超過の傾向となり、2006、2007年は大きな転入超過となっています。

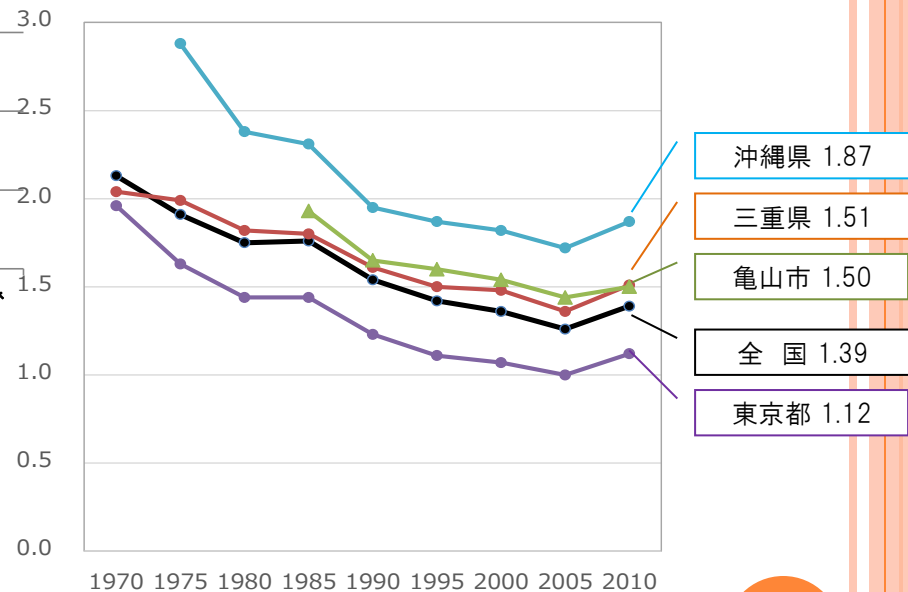


## 【自然増減の分析】

自然増減は、出生による増加と死亡による減少がその要因となります。  
 自然増減の分析については、出生に関する指標として、主に合計特殊出生率を基に分析をしています。



(合計特殊出生率の推移)



1970年から2005年までは全国、3都県(東京・沖縄・三重)、亀山市のいずれも低下し続けていましたが、2010年にはいずれも上昇に転じています。  
 亀山市はいずれの年も全国平均を上回り、三重県とは概ね同水準で推移しています。

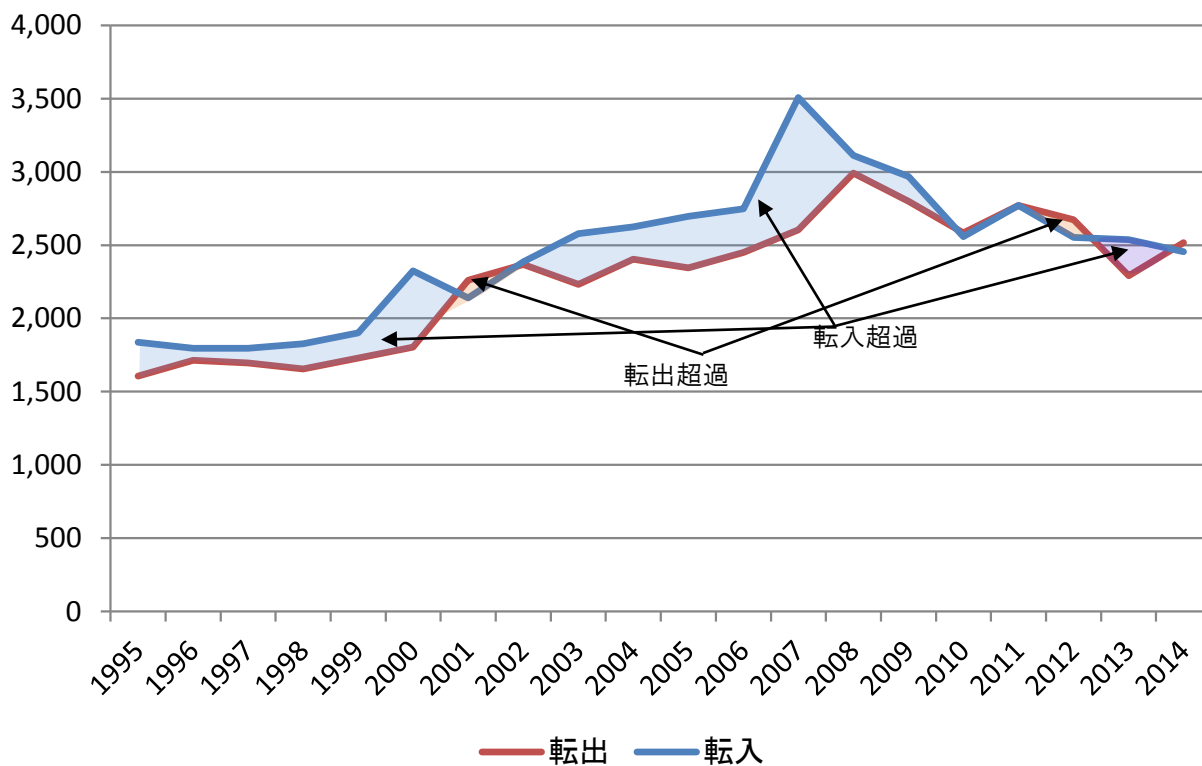


## 【社会増減の分析】

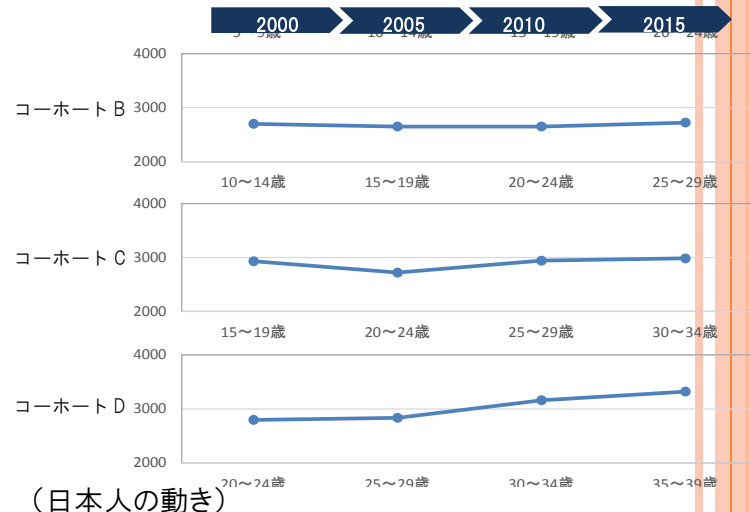
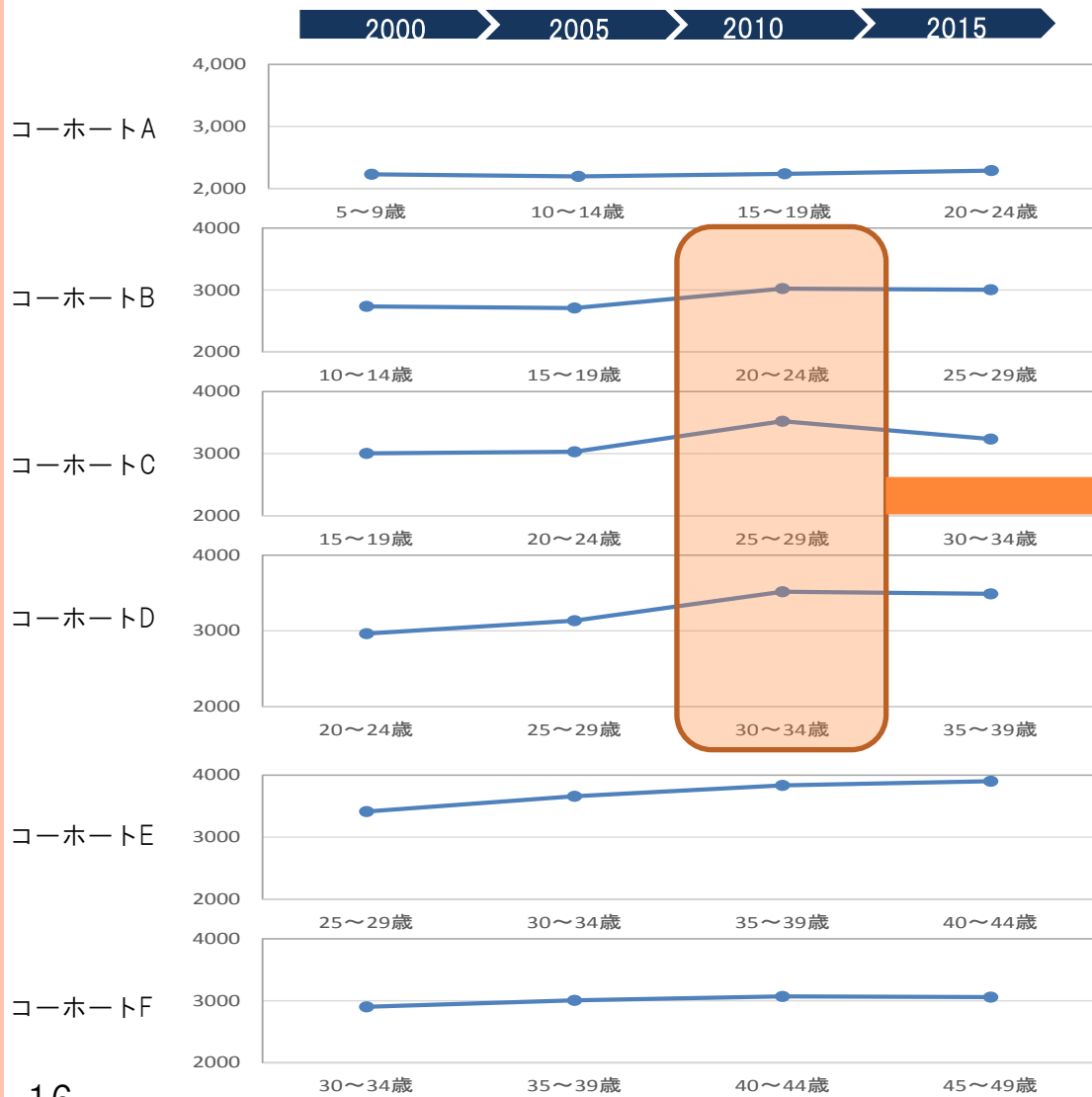
社会増減は、転入による増加と転出による減少がその要因となります。

社会増減の推移をみると、1995年から2009年頃までは、ほとんどの年度で転入が転出を上回る社会増の状況が続いていますが、2010年以降は転入と転出が拮抗しています。

特に、2007年前後には大きな社会増の期間が続いています。



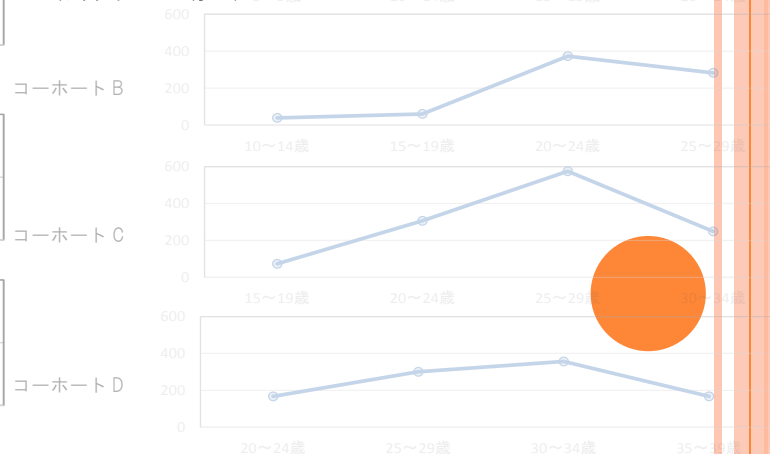
# 【シャープインパクトの検証】



(日本人の動き)

2005年から2010年にかけて、生産年齢人口が増加し、2015年にやや減少しています。世代で見ると、特に20~34歳の世代に顕著な傾向が見られます。この傾向は、外国人に限定すると更に顕著な傾向となっています。

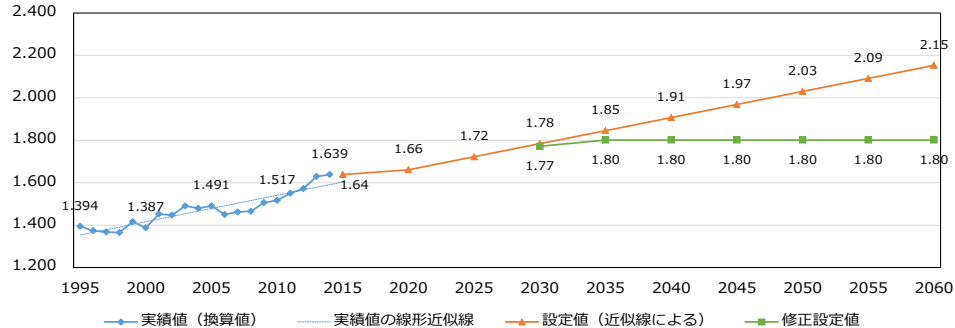
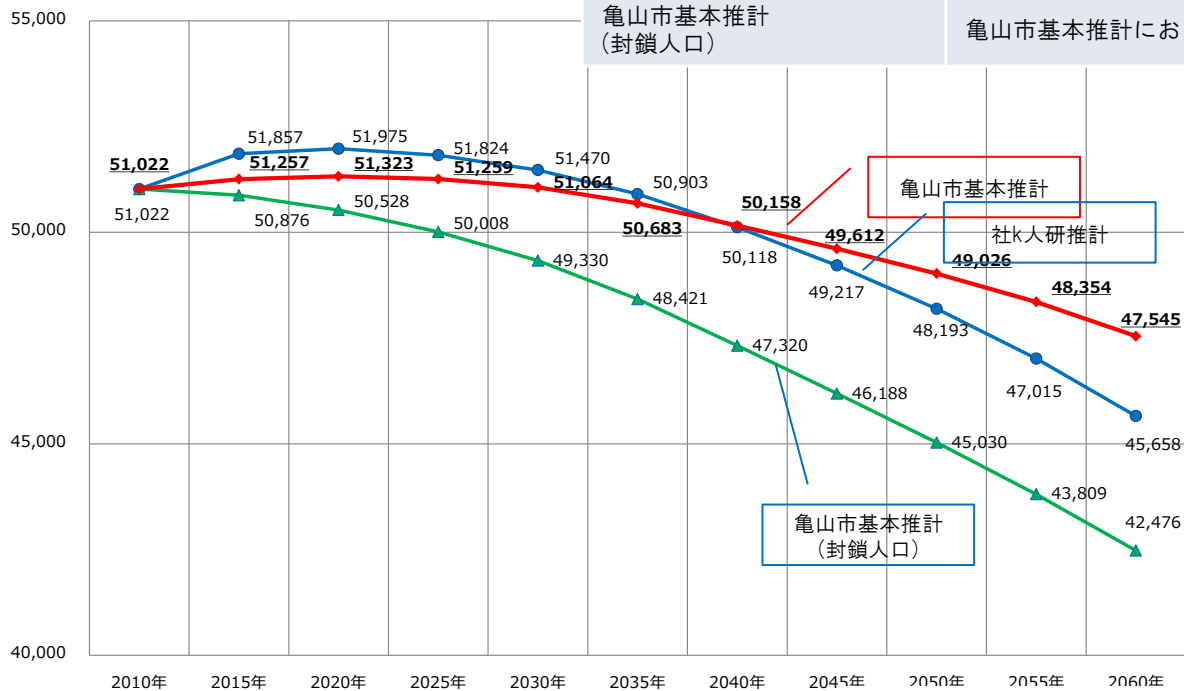
(外国人の動き)





# 【亀山市の将来人口の推計】

分類	考え方
社人研推計	2010国調人口を起点に、2005国調人口との差を今後の推計の基準として算定
亀山市基本推計	2010国調人口を起点に、2014年までの住民基本台帳人口の推移と社人研推計の乖離を調整するため、純移動数の増加が突出していた2005年～2010年を除いた期間の変動状況を基準に算定
亀山市基本推計 (封鎖人口)	亀山市基本推計において、純移動数をゼロと仮定して算定



## (合計特殊出生率)

本市の1995年から2014年における本市の合計特殊出生率は上昇傾向にあり、今後もその傾向が維持するものとして算定します。ただし、上昇の上限は国の当面の目標となっている1.8とします。

# 亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略(骨子)について

## 【総合戦略の概要】

### (1) 総合戦略の位置づけ

本戦略は、平成26年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に位置づけられる地方版総合戦略として、「亀山市人口ビジョン」と一体的に策定します。

策定にあたっては、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び、県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略(仮称)」を勘案するとともに、市の最上位計画である「第1次亀山市総合計画」との整合を図ることとします。

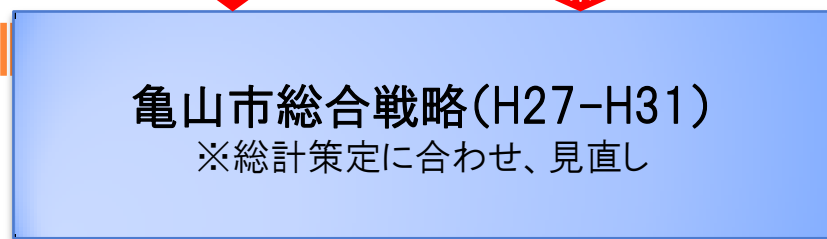
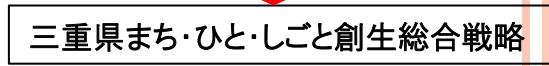
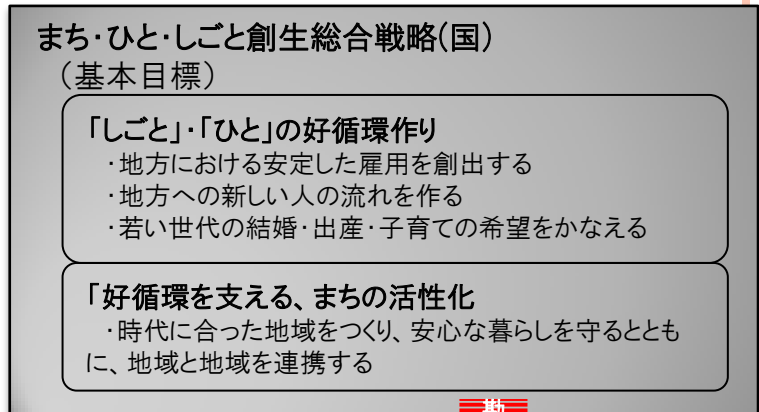
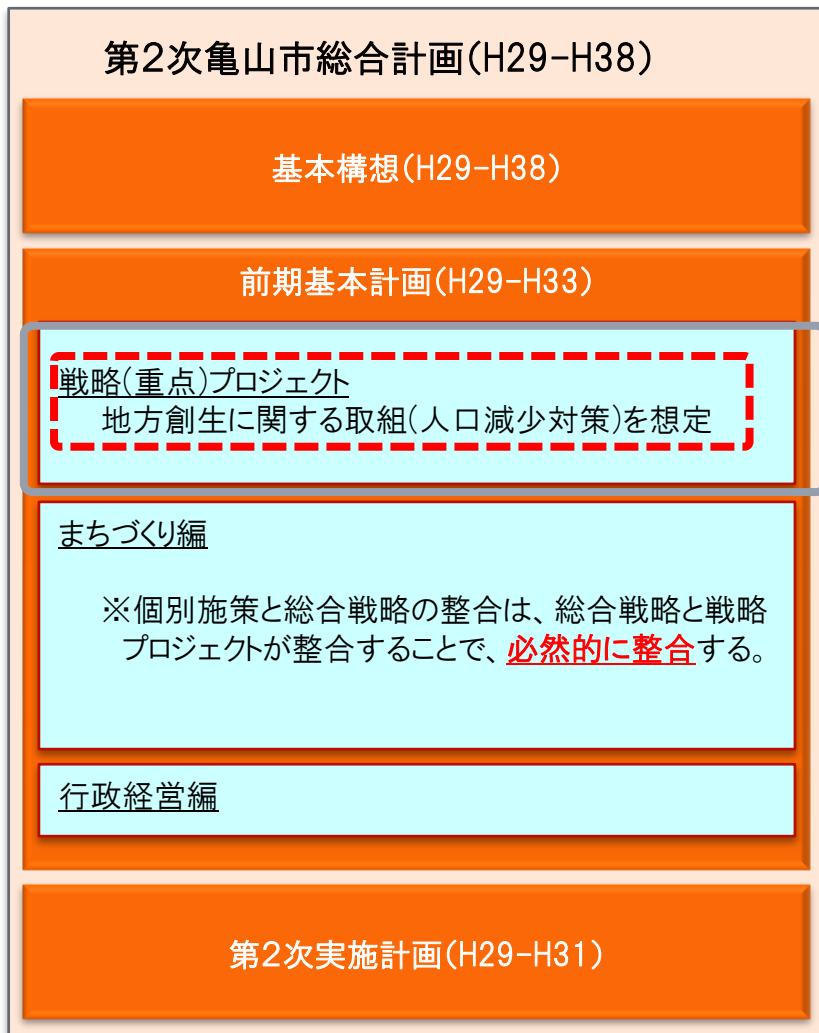
### (2) 総合戦略の役割

本戦略は、本市における「まち・ひと・しごと創生(地方創生)」の取組の基本を定めるものです。人口減少という我が国の大きな課題を克服し、本市が持続可能なまちづくりを進めるため、「亀山市まちづくり基本条例」に定める理念の下、市民、議会、執行機関が互いに尊重し、協働し合いながら、本戦略の描く都市像を共有し、戦略を推進するものとします。

### (3) 総合戦略の計画期間

本戦略は、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする5か年の戦略とします。ただし、社会経済情勢の変化や戦略の進捗状況などに伴い、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 【総合戦略と総合計画の関係】



第2次総合計画に先行して策定する総合戦略は、第2次総合計画においても重要な課題となる人口減少の抑制に対する対策を網羅的に盛り込む者となる。  
そのため、これから検討を進める第2次総合計画においても、重要な要素となる『戦略(重点)プロジェクト』などにおいて、その一部(または全部)を担う考え方となることを想定しています。

## 【総合戦略の骨格】

### 《めざす都市像の考え方》

- ▽将来の人口減少をできる限り抑制しつつ、バランスの取れた年齢構成で人口を安定化させることにより、持続可能性を保った都市をめざすこと
- ▽急激な人口誘引策などに依るのではなく、むしろ市民の生活の質を恒常的に高めていくことによって、住み、働き、生活するまちとして選ばれる都市をめざすこと

### (基本的な視点)

- 国の総合戦略の「政策5原則」(自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視)を踏まえる
- 必ずしもこれまでの取り組みにとらわれず、自由な発想と新たな切り口で付加価値を生み出せるよう、取り組みの環境を整える
- 都市の成長・成熟に合わせて、取り組みがステップアップしていけるよう、ストーリーを明確にする
- より効果的な成果を生み出せるよう、ターゲットと期待する効果に明確にする
- 人口の自然減対策と社会減対策とのどちらかに偏ることなく、バランスよく施策を推進し、その相乗効果を発揮させる

### (基本目標)

- まちの創生  
まちの魅力や価値を高め、選ばれる都市をつくる
- ひとの創生  
子どもを安心して産み育てられ、郷土愛をはぐくむ
- しごと(くらし)の創生  
若者の未来への希望を応援し、くらしを支える
- つながり、見守り、助けあえる地域社会をつくる



## 【想定する取組項目例】

### 基本目標Ⅰ まちの創生

まちのシーン① 訪れるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シティプロモーションの推進</li> <li>・観光・交流の促進</li> <li>・自然環境の保全</li> <li>・歴史的まちなみの保全</li> </ul>
まちのシーン② 便利なまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・交通ネットワークの整備</li> <li>・都市のコンパクト化と中心市街地等の活性化</li> <li>・情報通信技術の利活用による地域活性化</li> </ul>
まちのシーン③ 安全なまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災力の向上</li> <li>・社会資本整備と適切な維持管理の推進</li> </ul>

### 基本目標Ⅱ ひとの創生

ライフシーン① 子ども・思春期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土学習</li> <li>・キャリア教育、ライフプラン教育の推進</li> <li>・次代の親育てと家庭教育への支援</li> <li>・高等教育機関との連携</li> <li>・保育・教育と地域の連携強化</li> <li>・子どもの居場所づくり</li> <li>・児童虐待防止などの取り組みの充実</li> </ul>
ライフシーン② 結婚、出産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出逢い、結婚の機会づくりへの支援</li> <li>・不妊・不育症治療への支援</li> <li>・子どもや母親の健康支援</li> </ul>
ライフシーン③ 子育て	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力ある就学前教育・保育の推進</li> <li>・多様なニーズに応じた保育・子育て支援の充実</li> <li>・発達支援の必要な子どもと家庭への支援の充実</li> <li>・ひとり親家庭の自立支援</li> <li>・男性の子育て参加の促進</li> <li>・ワーク・ライフ・バランスの推進</li> </ul>

### 基本目標Ⅲ しごと(くらし)の創生

ライフシーン① 働く	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魅力ある雇用の場づくりと安定雇用の促進</li> <li>・UJターンへの支援</li> <li>・女性の活躍推進</li> </ul>
ライフシーン② 遊ぶ・楽しむ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習、生涯スポーツの振興</li> <li>・健康づくりの推進</li> <li>・公園・緑地の充実</li> <li>・レクリエーション機能の充実</li> <li>・都市的サービス機能の充実</li> </ul>
ライフシーン③ 住む	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低廉で安全、快適な住宅の確保</li> <li>・宅地開発の促進</li> </ul>

### 基本目標Ⅳ つながり、見守り、助けあえる地域社会をつくる

—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特性を活かした個性あふれるまちづくり</li> <li>・コミュニティ活動、ボランティア活動の活発化</li> <li>・地域での安心・安全対策の促進</li> <li>・「小さな拠点」の形成</li> <li>・空き地、空き家対策の促進</li> <li>・移住や山村留学の促進</li> </ul>
---	---



